

第六十一号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第十四の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第一百五条第一項」を「第一百六十三条の五十九第一項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。